

## 週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A

**Q 1) 対象工事を受注し、週休2日工事を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。**

A 1 週休2日を達成できなかった場合において、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。ただし、工事の積算については、補正なしとして減額変更します。

**Q 2) 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。**

A 2 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることとしています。ただし、地元条件や天候等により、やむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

**Q 3) 祝日、夏期休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。**

A 3 祝日は、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。また、夏期休暇及び年末年始休暇については、週休2日工事の対象期間から除いてください。

**Q 4) 振替日はいつでもよいか。**

A 4 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

**Q 5) 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。**

A 5 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

**Q 6) 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。**

A 6 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

**Q7) 夏期休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。**

A7 夏期休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、施工計画書に併せて提出する「休日等取得計画・実績表」に明示してください。夏期休暇及び年末年始休暇は、週休2日の対象期間に含まれないため、注意をお願いします。

**Q8) 週休2日の対象期間とは何か。**

A8 施工開始日から施工完了日までの期間とします。なお、施工開始日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く。）を開始する日、施工完了日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日のことです。また、工場製作のみを実施している期間は含みません。

**Q9) 休日の確認はどのように行うのか。**

A9 「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに工事履行報告書に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類として工事日報を併せて提示してもらい休日の確認を行います。工事により工事日報のみでは確認が難しい場合は出勤簿等による確認を併せて行うこととします。

**Q10) 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。**

A10 現在の工期設定においては、雨天、土・日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇等を見込み設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、岡山市水道局工事請負契約約款第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

**Q11) どのような場合に減額変更となるのか。**

A11 発注時に労務費等、各経費に4週8休以上の補正係数を乗じて許容価格を算出しており、対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を達成（達成率100%）できなかった場合は、補正なしとして減額変更します。詳細につきましては、岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書及び特記仕様書別添資料1を参照してください。

**Q12) どのような場合に工事成績評定で評価するのか。**

A12 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を達成（達成率100%）できた場合に、工事成績評定で評価します。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率(%) = 「休日実績の累計日数」 / 「土・日曜日の累計日数」 × 100

※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。(発注者が認めた振替日を含む。)

**Q13) 工事成績評定で評価するのか。**

A13 対象期間において週休2日を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価します。

**Q14) 受注者が休日に行う夜間洗管作業はどのように扱うのか。**

A14 休日の深夜から行う夜間洗管については対象外作業とします。

**Q15) 土・日曜日の苦情対応は休みにカウントされないのか。**

A15 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

**Q16) 対象期間中の現場パトロールはどのように扱うのか。**

A16 道路占用工事に伴う現場パトロールは、道路占用許可条件であるため対象外作業とします。

**Q17) 日をまたぐ夜間工事は何日としてカウントするのか。**

A17 一連作業で1日とカウントしてください。

例) 土曜日の21時から日曜日の3時までの夜間作業を行い、日曜日は3時以降の作業を行っていない。

→土曜日は作業日、日曜日は休日とする。

**Q18) アスファルト殻や残土を仮置き場から中間処理施設へ土・日曜日に運んだ場合はどうなるか。**

A18 対象期間中については開所日となります。対象期間の考え方は、工事目的物の施工に係る現場作業を開始する日から現場作業が完了した日までとなります。現場作業完了後(施工完了日以降)の産廃等運搬については、対象期間外の作業となります。

**Q19) 準備工・片付け期間中の事務的作業は対象期間外でよいか。**

A19 対象期間外として下さい。



**Q23) 開所日とは何か。**

A23 開所日とは週休2日の対象期間において、現場作業や事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検等の品質確保上最低限の作業等です。

**Q24) 受注者希望型と発注者指定型の違いはどこか。**

A24 「受注者希望型」は受注者の希望により週休2日に取り組む方式であり、「発注者指定型」は発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。

「受注者希望型」は4週8休以上（達成率100%）の場合、現場の閉所状況に応じて設計変更の対象とします。

「発注者指定型」は週休2日を達成した場合の補正係数を乗じて許容価格を算出しており、達成できなかった場合は補正なしとして減額変更します。